

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款【新旧対照表】

(下線部変更)

改正後	改正前
<p>第1章 総則 (約款の趣旨)</p> <p>第1条 (現行とおり)</p> <p>2 (現行とおり)</p> <p>3 (現行とおり)</p> <p>第2章 未成年者口座の管理 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 (現行とおり)</p> <p>2 (現行とおり)</p> <p>3 (現行とおり)</p> <p>4 (現行とおり)</p> <p>5 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において<u>17歳</u>である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において<u>17歳</u>である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</p> <p>第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の<u>第16条から第18条、第20条及び第26条第1項</u>を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において<u>18歳未満</u>である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受ける</p>	<p>第1章 総則 (約款の趣旨)</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>第2章 未成年者口座の管理 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において<u>19歳</u>である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において<u>19歳</u>である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</p> <p>第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の<u>第15条から第17条、第19条及び第25条第1項</u>を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において<u>20歳未満</u>である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受ける</p>

改正後	改正前
<p>ための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において<u>18歳</u>未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理） 第4条（現行とおり） （未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲） 第5条（現行どおり） ①（現行どおり） イ（現行どおり） ロ（現行どおり） ②（現行とおり） ③（現行とおり） 2（現行とおり） ①（現行とおり） ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等 （下線部削除） ③（現行とおり） （譲渡の方法） 第6条（現行とおり） （課税未成年者口座等への移管） 第7条（現行とおり） ①（現行とおり） イ（現行とおり） ロ（現行とおり） ② お客様がその年の1月1日において<u>18歳</u>である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保</p>	<p>ための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において<u>20歳</u>未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理） 第4条（省略） （未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲） 第5条（省略） ①（省略） イ（省略） ロ（省略） ②（省略） ③（省略） 2（省略） ①（省略） ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当社が定める期日までに「<u>未成年者口座内上場株式等移管依頼書</u>」を提出してください。） ③（省略） （譲渡の方法） 第6条（省略） （課税未成年者口座等への移管） 第7条（省略） ①（省略） イ（省略） ロ（省略） ② お客様がその年の1月1日において<u>20歳</u>である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保</p>

改正後	改正前
<p>管口座への移管</p> <p>2 (現行とおりに)</p> <p>① (現行とおりに)</p> <p>② (現行とおりに)</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</p> <p>第8条 (現行とおりに)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② (現行とおりに)</p> <p>イ～ホ (現行とおりに)</p> <p>③ (現行とおりに)</p> <p>(未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法)</p> <p>第9条 (現行とおりに)</p> <p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第10条 (現行とおりに)</p> <p>(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第11条 (現行とおりに)</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第12条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、 出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行とおりに)</p> <p>(継続管理勘定等への移管)</p> <p>第13条 <u>非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、お客様が、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当社が別に定める期限までに提出した場合には、継続管理勘定に移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管い</u></p>	<p>管口座への移管</p> <p>2 (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>イ～ホ (省略)</p> <p>③ (省略)</p> <p>(未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法)</p> <p>第9条 (省略)</p> <p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第10条 (省略)</p> <p>(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第12条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、 出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>(継続管理勘定等への移管)</p> <p>第13条 (新設)</p> <p>2 (新設)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="209 208 347 237">たします。</p> <p data-bbox="156 288 563 320">第3章 課税未成年者口座の管理</p> <p data-bbox="172 331 477 362">(課税未成年者口座の設定)</p> <p data-bbox="156 374 411 405">第14条 (現行とおり)</p> <p data-bbox="172 461 502 492">(課税管理勘定における処理)</p> <p data-bbox="156 504 799 535">第15条 課税未成年者口座における上場株式等(租税</p> <p data-bbox="209 546 799 1211">特別措置法施行令第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第16条から第18条及び第20条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区別して行うための勘定をいいます。以下同じ)において処理いたします。</p> <p data-bbox="172 1267 323 1299">(譲渡の方法)</p> <p data-bbox="156 1310 411 1341">第16条 (現行とおり)</p> <p data-bbox="172 1397 451 1429">(課税管理勘定での管理)</p> <p data-bbox="156 1440 419 1471">第17条 (現行とおり)</p> <p data-bbox="172 1527 528 1559">(課税管理勘定の金銭等の管理)</p> <p data-bbox="156 1570 419 1601">第18条 (現行とおり)</p> <p data-bbox="183 1612 799 1937">① (現行とおり) ② 当該上場株式等の第16条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限り、)又は贈与しないこと。 イ～ホ (現行とおり) ③ (現行とおり)</p> <p data-bbox="172 1993 707 2024">(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p>	<p data-bbox="826 288 1233 320">第3章 課税未成年者口座の管理</p> <p data-bbox="842 331 1147 362">(課税未成年者口座の設定)</p> <p data-bbox="826 374 1002 405">第13条 (省略)</p> <p data-bbox="842 461 1173 492">(課税管理勘定における処理)</p> <p data-bbox="826 504 1469 535">第14条 課税未成年者口座における上場株式等(租税</p> <p data-bbox="879 546 1469 1211">特別措置法施行令第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第15条から第17条及び第19条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区別して行うための勘定をいいます。以下同じ)において処理いたします。</p> <p data-bbox="842 1267 994 1299">(譲渡の方法)</p> <p data-bbox="826 1310 1002 1341">第15条 (省略)</p> <p data-bbox="842 1397 1121 1429">(課税管理勘定での管理)</p> <p data-bbox="826 1440 1002 1471">第16条 (省略)</p> <p data-bbox="842 1527 1198 1559">(課税管理勘定の金銭等の管理)</p> <p data-bbox="826 1570 1002 1601">第17条 (省略)</p> <p data-bbox="853 1612 1469 1937">① (省略) ② 当該上場株式等の第15条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限り、)又は贈与しないこと。 イ～ホ (省略) ③ (省略)</p> <p data-bbox="842 1993 1377 2024">(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p>

改正後	改正前
<p>第19条 第17条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)</p> <p>第20条 (現行とおり)</p> <p>2 (現行とおり)</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第21条 お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章(第16条及び第20条を除く)の適用があるものとして取り扱います。</p> <p>第4章 口座への入出金 (課税未成年者口座への入出金処理)</p> <p>第22条 (現行とおり)</p> <p>①～③ (現行とおり)</p> <p>2 (現行とおり)</p> <p>①～③ (現行とおり)</p> <p>3～6 (現行とおり)</p> <p>第5章 代理人による取引の届出 (代理人による取引の届出)</p> <p>第23条 (現行とおり)</p> <p>2 (現行とおり)</p> <p>3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が<u>成年</u>に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>4 (現行とおり)</p> <p>5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が<u>成年</u>に達した後も当該代</p>	<p>第18条 第16条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)</p> <p>第19条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第20条 お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章(第15条及び第19条を除く)の適用があるものとして取り扱います。</p> <p>第4章 口座への入出金 (課税未成年者口座への入出金処理)</p> <p>第21条 (省略)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>3～6 (省略)</p> <p>第5章 代理人による取引の届出 (代理人による取引の届出)</p> <p>第22条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が<u>20歳</u>に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が<u>20歳</u>に達した後も当該</p>

改正後	改正前
<p>理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>(法定代理人の変更) 第 24 条 (現行とおり)</p> <p>第 6 章 その他の通則 (取引残高の通知) 第 25 条 (現行とおり)</p> <p>(未成年者口座取引又は課税未成年者口座へ取引である旨の明示) 第 26 条 (現行とおり) 2 (現行とおり)</p> <p>(基準年以降の手続き等) 第 27 条 (現行とおり)</p> <p>(非課税口座のみなし開設) 第 28 条 2024 年以後の各年 (その年 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。) の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合 (出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。) には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書 (租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。) が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約 (同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。) 又は特定非課税累積投資契約 (同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。) が締結されたものとみなします。</p> <p>(本契約の解除) 第 29 条 (現行どおり) ①～④ (現行とおり)</p>	<p>代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>(法定代理人の変更) 第 23 条 (省略)</p> <p>第 6 章 その他の通則 (取引残高の通知) 第 24 条 (省略)</p> <p>(未成年者口座取引又は課税未成年者口座へ取引である旨の明示) 第 25 条 (省略) 2 (省略)</p> <p>(基準年以降の手続き等) 第 26 条 (省略)</p> <p>(非課税口座のみなし開設) 第 27 条 2017 年から 2028 年までの各年 (その年 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年に限ります。) の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合 (出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。) には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 20 歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書 (租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。) が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約 (同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。) 又は特定非課税累積投資契約 (同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。) が締結されたものとみなします。</p> <p>(本契約の解除) 第 28 条 (省略) ①～④ (省略)</p>

改正後	改正前
<p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第 12 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が <u>18 歳</u>である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が <u>18 歳</u>である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p>⑥ (現行とおり)</p> <p>(合意管轄) 第 30 条 (現行とおり)</p> <p>(約款の変更) 第 31 条 (現行とおり)</p> <p>附則 この約款は、<u>2024 年 1 月 1 日</u>より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第 12 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が <u>20 歳</u>である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が <u>20 歳</u>である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p>⑥ (省略)</p> <p>(合意管轄) 第 29 条 (省略)</p> <p>(約款の変更) 第 30 条 (省略)</p> <p>附則 この約款は、<u>2022 年 4 月 1 日</u>より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>